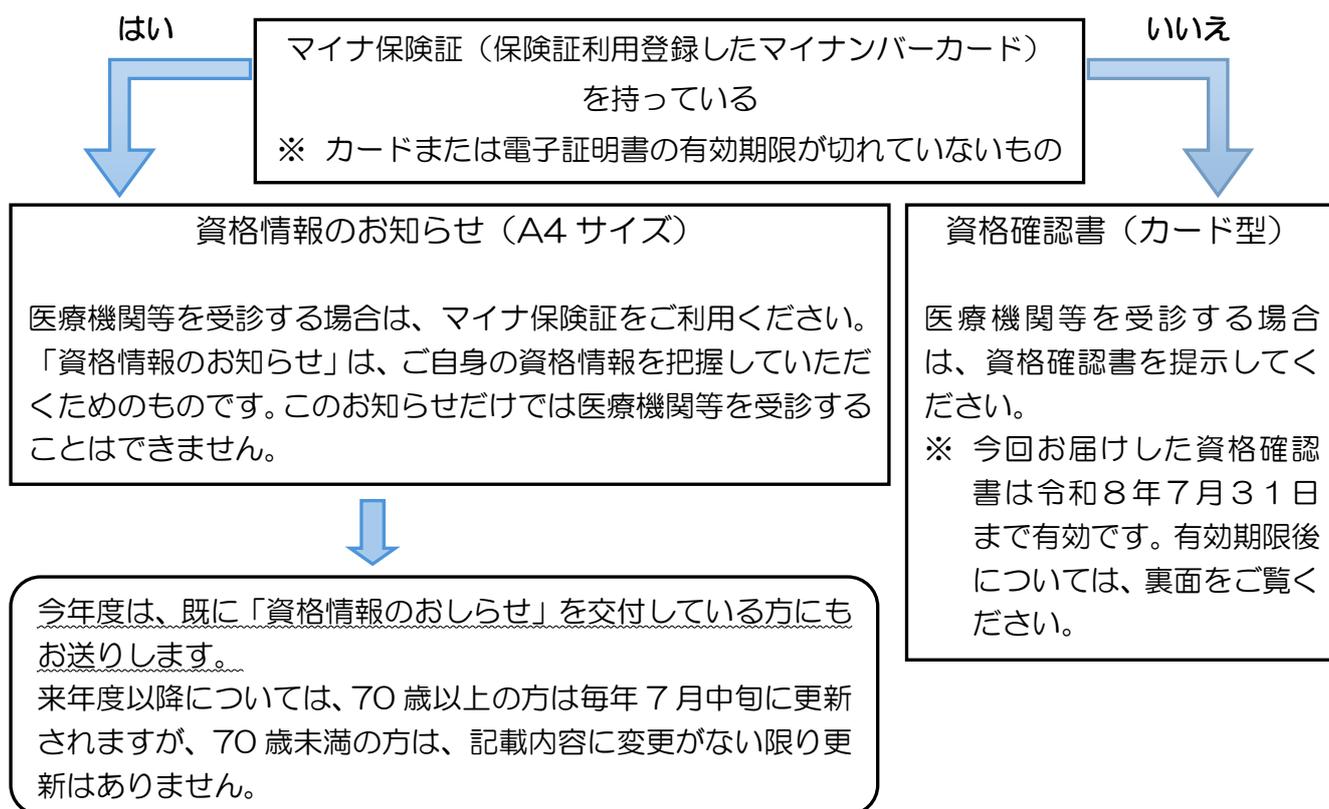


# 国保だより

## ◆国民健康保険「資格情報のお知らせ」および「資格確認書」の送付について

- マイナンバーカードの保険証利用登録状況に応じて、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を送付します。

### 【送付物フロー図】



- 現在お持ちの保険証の有効期限が、令和7年7月31日に満了になります。保険証は、令和6年12月2日より新たに発行されなくなり、マイナ保険証（保険証として利用するための登録をしたマイナンバーカードのこと。）を利用することを基本とするしくみになりました。そのため、保険証の有効期限が切れた後は、「マイナ保険証」か「資格確認書（現在使用している保険証に代わるもの）」を使用して医療機関・薬局（医療機関など）を受診することになります。8月以降に医療機関にかかる際には、必ずマイナ保険証または資格確認書を窓口で提示してください。
- 70歳から74歳までの国保加入者に交付していた高齢受給者証は、8月1日から資格確認書と一体化します。8月以降は資格確認書のみで医療機関などを受診することができます（国保加入者でマイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証で医療機関などを受診することができます）。
- 有効期限の切れた保険証はみなさんの責任で処分してください。処分にお困りの方は、市役所 保険年金課 国民健康保険担当か最寄りの出張所へお持ちください。

## ◆今回お届けした「資格確認書」の有効期限が切れた後について

### ◇マイナ保険証をお持ちの方

今回お届けした「資格確認書」の有効期限（令和8年7月31日）を迎える前に、「資格情報のお知らせ」をお送りします（申請は不要）。

### ◇マイナ保険証をお持ちでない方

今回お届けした「資格確認書」の有効期限（令和8年7月31日）を迎える前に、「資格確認書」をお送りします（申請は不要）。

## ◆医療機関受診時にマイナ保険証の利用が困難な方には申請により「資格確認書」を交付します

マイナ保険証を持っている国保加入者で、高齢や障害などにより医療機関等の受け付けが困難な方は、申請をすることで資格確認書が交付されます（親族等の法定代理人や介助者等による代理申請も可能ですが、委任状が必要になります）。

※ マイナ保険証をお持ちの方が、「念のため資格確認書を持っておきたい」という理由での交付はできません。

### ◆マイナンバーカードの申請方法

- ①郵便による申請
- ②オンライン申請（パソコン・スマートフォンから）
- ③まちなかの証明写真機による申請
- ④市民課の窓口で申請

詳しくは下記の二次元コードまたは市のホームページでご確認ください。



ページ番号 1006021

### ◆マイナ保険証利用登録の方法

- ①医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
- ②「マイナポータル」から行う
- ③セブン銀行 ATM から行う
- ④市民課の窓口で登録する

詳しくは下記の二次元コードまたは市のホームページでご確認ください。



ページ番号 1009683

## ◆マイナ保険証を使うメリット

### ◇データに基づくより良い医療が受けられる

薬剤情報等の提供に同意すると、お薬手帳を見せなくても過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を初診でも医師・薬剤師にスムーズに共有できます。

### ◇手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される

マイナンバーカードで資格確認を行うため、紙の限度額適用認定証等の持参や交付手続きなしで高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除になります。